

受付番号	F						
------	---	--	--	--	--	--	--

(受付番号は、胎内市で記入します)

胎内市特定不妊治療費助成事業受診等証明書

下記の者については、特定不妊治療(体外受精及び顕微受精)以外の治療法によっては、妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと思われるため、特定不妊治療を実施し、これに係る医療費を下記のとおり領収したことを証明します。

年 月 日

(あて先)胎内市長

医療機関の所在地・名称
主治医氏名



医療機関記入欄(主治医がご記入ください。)

(ふりがな) 氏 名 生 年 月 日	夫	() 年 月 日 (歳)	妻	() 年 月 日 (歳)
今回の治療方法		A B C D E F (注)の助成対象を参照し、該当する記号に○を付けてください。		
		A又はBの場合 1 体外受精 2 顕微受精 (該当する番号に○を付けてください。)		
今回の治療期間		年 月 日 ~ 年 月 日		
今回の治療内容 (治療を中断した場合は、その経過についても記入してください。)		○ 採卵日 年 月 日 ○ 胚移植日 年 月 日 ○ 妊娠判定日 年 月 日 ○ 治療経過 (妊娠判定結果、中止・中断理由 等)		
治療に要した費用 ※		領収年月日 年 月 日 ~ 年 月 日 医療保険各法の適用を受ける治療 自己負担額 円 その他の治療に要した費用 領収金額 円		

※消費税、入院費、食事代、文書料、凍結された精子、卵子、受精胚の管理料(保存料)は含めないでください。

<p>(注) 助成対象となる治療は次のいずれかに相当するものです。</p> <p>A 新鮮胚移植を実施するもの</p> <p>B 排卵から凍結胚移植に至る一連の治療を実施するもの</p> <p>C 以前に凍結した胚による胚移植を実施(採卵・受精後、胚を凍結し、母体の状態を整えるために1~3周期の間隔をあけたあとに胚移植を行うとの治療方針に基づく一連の治療を行った場合)</p> <p>D 体調不良等により移植のめどが立たず治療を終了するもの</p> <p>E 受精できず、又は、胚の分割停止、変性、多精子受精などの異常受精等により治療を中止するもの</p> <p>F 排卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため治療を中止するもの</p> <p>(注) 排卵に至らないケース(女性へ侵襲的治療のないもの)は助成対象となりません。</p>
--